

定期報告対象建築物等一覧 新旧対照表

建築物

指定区分	建築物の用途	定期報告対象 指定建築物の規模(※1)		報告時期		根拠条文
		現状	改正後	現状	改正後	
1	劇場 映画館 演芸場	①地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ③その用途に供する主階が1階にないもの	①地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ③その用途に供する主階が1階にないもの	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	令第16条第1項第1号又は第2号 告示第240号第1第1号又は第2号
2	観覧場 (屋外観覧場を除く。) 公会堂 集会場	①地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	①地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	令第16条第1項第1号 告示第240号第1第1号
3	病院 診療所(※3) 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(※4)	①地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②2階におけるその用途に供する部分(病院、診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上のもの	①地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②2階におけるその用途に供する部分(病院、診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上のもの	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	令第16条第1項第3号 告示第240号第1第2項各号 細則第10条第1項第3号
	児童福祉施設等(※5)(上記以外)					
4	旅館 ホテル	①地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	①地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	2年ごと (5月1日から5月末日までの間)	令第16条第1項第3号
5	学校 学校に付属する体育館	①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	3年ごと (8月1日から8月末日までの間)	3年ごと (8月1日から8月末日までの間)	細則第10条第1項第4号
6	体育館(学校に付属する体育館を除く) 博物館・美術館 図書館 ボウリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場	①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	3年ごと (8月1日から8月末日までの間)	3年ごと (8月1日から8月末日までの間)	令第16条第1項第4号
7	百貨店 マーケット 展示場 キャバレー カフェ ナイトクラブ ダンスホール バー・遊技場 公衆浴場・待合 料理店・飲食店 物品販売店	①地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの ③2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	①地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ②その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの ③2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	2年ごと (10月1日から10月末日までの間)	2年ごと (10月1日から10月末日までの間)	令第16条第1項第3号

定期報告対象建築物等一覧 新旧対照表

建築設備等

指定区分	建築設備等の種類	定期報告対象 指定建築設備等の種類・規模		報告時期		根拠条文
		現状	改正後	現状	改正後	
昇降機等	エレベーター	①全て ただし、以下のものを除く。 1) 籠が住戸内のみを昇降するもの。 2) 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの。	①全て ただし、以下のものを除く。 1) 籠が住戸内のみを昇降するもの。 2) 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの。	毎年 (検査済証の発行月)	毎年 (検査済証の発行月)	令第16条第3項第1号 告示第240号第2第1号又は第2号
	エスカレーター	①全て ただし、以下のものを除く。 1) 籠が住戸内のみを昇降するもの。	①全て ただし、以下のものを除く。 1) 籠が住戸内のみを昇降するもの。	毎年 (検査済証の発行月)	毎年 (検査済証の発行月)	令第16条第3項第1号 告示第240号第2第1号
	小荷物専用昇降機	①全て ただし、以下のものを除く。 1) 籠が住戸内のみを昇降するもの。	①全て ただし、以下のものを除く。 1) 籠が住戸内のみを昇降するもの。	毎年 (検査済証の発行月)	毎年 (検査済証の発行月)	令第16条第3項第1号 告示第240号第2第1号 細則第11条第1項第1号
	遊 戯 施 設	①乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	①乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	毎年 (3月1日から3月末日までの間)	毎年 (3月1日から3月末日までの間)	令第138条の3 (令第138条第2項第1号)
		②ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	②ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	① 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間	① 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間	令第138条の3 (令第138条第2項第2号)
		③メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	③メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	② ①以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の1日から末日	② ①以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の1日から末日	令第138条の3 (令第138条第2項第3号)
その他の建築設備	建築設備	①定期報告対象特定建築物に設けた建築設備のうち以下に掲げるもの。	①定期報告対象特定建築物に設けた建築設備のうち以下に掲げるもの。			
	排煙設備	①法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備 (排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。)	①法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備 (排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。)	毎年 (特定建築物と同じ時期及び期間)	毎年 (特定建築物と同じ時期及び期間)	細則第11条第1項第2号ア
	非常用の照明装置	①法第35条の規定により設けた非常用の照明装置 (予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)	①法第35条の規定により設けた非常用の照明装置 (予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)			細則第11条第1項第2号イ
防火設備	防火設備 (随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く。)に限る)	①定期報告対象特定建築物に設けた防火設備	①定期報告対象特定建築物に設けた防火設備	毎年 (特定建築物と同じ時期及び期間)	毎年 (特定建築物と同じ時期及び期間)	令第16条第3項第2号 告示第240号第3第1号 細則第11条第1項第3号
		②病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物(定期報告対象特定建築物を除く。)に設けた防火設備	②病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物(定期報告対象特定建築物を除く。)に設けた防火設備	毎年 (5月1日から5月末日までの間)	毎年 (5月1日から5月末日までの間)	令第16条第3項第2号 告示第240号第3第2号